

平成 25 年兵庫県立大学明石地区規程第 7 号

看護学部・地域ケア開発研究所研究倫理委員会規程

(趣旨・目的)

第 1 条 看護学部、看護学研究科及び地域ケア開発研究所(以下「学部等」という。)で行われる人を対象とする研究(以下「研究」という。)について、「ヘルシンキ宣言」並びに「看護職の倫理綱領」等の趣旨に沿った倫理的配慮を図ることを目的として看護学部・地域ケア開発研究所研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。なお、国の策定する倫理指針についても十分な配慮を図る。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するために次の審議を行う。

- (1) 研究における倫理のあり方に係る基本的事項について調査し、審議を行う。
- (2) 研究等に係る研究計画書の倫理上の審議を行う。

(審査)

第 3 条 委員会は、前条第 2 号について次のとおり研究者の申請に基づき審査を行う。委員会は、研究者から提出された研究計画書について研究の実施の適否等について意見を述べる。ただし、看護学部長及び地域ケア開発研究所長または委員会が必要と認める時は、研究者から申請のない場合でも審査の対象とする。

(1) 審査対象

学部等の教員、大学院学生等が実施する研究とし、他機関から依頼されたものを含む。

(2) 申請者

申請者は次のとおりとする。なお、共同研究の場合には、研究責任者が代表して申請する。

- ① 学部等教員
- ② 大学院学生等(指導教員の了解を得て研究者本人が申請する。)
- ③ 学部学生については、これを指導する教員

(組織)

第 4 条 委員会は、学部等教員から選出された委員 7 名をもって構成する。

2 第 2 条第 2 号の審議を行うために委員会のもとに研究倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。審査会は、前項の委員の他、所属機関に属さない委員 2 名以上を加えた委員で構成する。なお、審査会は(1)自然科学の有識者、(2)人文・社会科学の有識者、(3)一般の立場から意見を述べることのできる者、を含むものとし、(1)から(3)までに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。また、委員構成員は男女両性を含むものとする。

3 学部長等は必要に応じて委員会に出席することができるものとする。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。

2 委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は補充した年度末までとする。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選により定め、審査会の委員長を兼ねる。

(会議)

第 7 条 委員会及び審査会(以下「委員会等」という。)は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

3 審査会は、第 4 条第 2 項に定める所属機関に属さない委員 2 名以上を含む 5 名以上

の委員の出席、かつ同条同項の(1)から(3)及び男女両性の委員の出席の要件をすべて満たすことで成立する。

- 4 委員会等の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。ただし、審査会の議決は委員会の議決とみなす。
- 5 審査対象となる研究に関わる委員は出席させないものとし、その数は審査会の構成委員から除く。
- 6 委員会等が必要と認めた場合は、研究の実施責任者又は第三者を出席させ、申請の内容についての説明又は意見を聴くことができる。
- 7 委員会等の議事については、記録を作成し、保存するものとする。

(公表)

第8条 前条第6項の記録は、委員会等が特に必要であると認めるときは、公表することができる。この場合においては、プライバシーの保護に十分留意するほか、審議記録のうち申請のあった研究に係る部分については、その研究実施責任者の同意を得るものとする。

(事務)

第9条 委員会等の事務は、経営部総務課で処理する。

(委員等の教育・研修)

第10条 委員および委員会事務に従事する者は、審査及び関連する業務に先立ち、倫理的観点及び科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受けなければならない。

- 2 委員および委員会事務に従事する者は、任期期間中、年1回の教育・研修を受けなければならない。

(規程の改正)

第11条 この規程の改正は、看護学部教授会及び地域ケア開発研究所運営委員会の意見を聴いた上で、看護学部長及び地域ケア開発研究所長が行う。

(その他)

第12条 この規程の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に兵庫県立大学看護学部・地域ケア開発研究所研究倫理委員会委員である者は、この規程により選出されたものとみなす。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。